

東京電機大学大学院学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本大学院は、本大学の使命に従い、専攻分野に関する専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の向上と産業の発展に寄与することを目的とする。

2 本大学院は、第3条第1項に定める研究科及び専攻における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を各研究科の研究科規則に定める。

(自己評価等)

第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価は、その趣旨に則して適切な項目を設定し、かつ適切な体制のもとに行う。

3 本大学院は、第1項の点検及び評価の結果について、学外者による検証を行うよう努めるものとする。

4 本大学院は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 編 成

(研究科・課程・専攻)

第3条 本大学院に工学研究科、理工学研究科、未来科学研究科、システムデザイン工学研究科及び先端科学技術研究科を設け、各研究科に次の課程及び専攻を置く。

工学研究科

修士課程	電気電子工学専攻
	電子システム工学専攻
	物質工学専攻
	機械工学専攻
	先端機械工学専攻
	情報通信工学専攻

理工学研究科

修士課程	理学専攻
	生命理工学専攻
	情報学専攻
	機械工学専攻

	電子工学専攻
	建築・都市環境学専攻
未来科学研究科	
修士課程	建築学専攻
	情報メディア学専攻
	ロボット・マイクロ工学専攻
システムデザイン工学研究科	
修士課程	情報システム工学専攻
	デザイン工学専攻
先端科学技術研究科	
博士課程(後期)	電気電子システム工学専攻
	情報通信メディア工学専攻
	機械システム工学専攻
	建築・建設環境工学専攻
	物質生命理工学専攻
	先端技術創成専攻
	情報学専攻

- 2 前項に定める各研究科に、研究科規則を定める。
- 3 前項の研究科規則に、次の事項を記載する。
 - (1) 研究科・専攻における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
 - (2) 学年・学期に関する事項
 - (3) 教育課程に関する事項
 - (4) 課程修了の要件
 - (5) その他、大学院学則施行上の必要事項
 (課程の区分・修業年限)

第4条 修士課程の標準修業年限は2年とし、工学研究科社会人コースにおいては3年とする。

- 2 博士課程(後期)の標準修業年限は3年とする。
- (課程の目的)

第5条 修士課程は、広い視野にたつて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

- 2 博士課程(後期)は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(最長在学年限)

第6条 最長在学年限は、修士課程を4年、博士課程（後期）を6年とする。ただし、修士課程のうち工学研究科社会人コースにおいては6年を最長在学年限とする。

(入学及び収容定員)

第7条 各研究科の入学定員及び収容定員は、別表第1のとおりとする。

第3章 運営の機関

(研究科委員長)

第8条 各研究科に、研究科委員長を置く。

- 2 委員長の選出に関する規則は別に定める。
- 3 委員長は、当該研究科の校務をつかさどり、第10条に規定する研究科委員会を招集する。

(大学評議会)

第9条 大学評議会（以下、「評議会」という。）は、東京電機大学学則第8条の定めるところによる。

(研究科委員会)

第10条 各研究科に、研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、大学院担当の専任教員で組織する。
- 3 大学院担当の教員の資格・種別、その選考基準及び選考手続ならびに研究科委員会の組織及び運営等については別に定める。

(研究科委員会の役割、審議事項等)

第11条 研究科委員会は、次の事項のうち、その研究科に関する事項について審議し、学長が決定するに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学・修了に関する事項
 - (2) 学位授与に関する事項
 - (3) 前2号の他、大学院に関する重要事項で、その研究科の研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項
- 2 前項第3号の学長が研究科委員会に意見を聴くと定める事項は別に定める。
 - 3 研究科委員会は、第1項の他、学長及び研究科委員長がつかさどる大学院等に関する次の事項のうち、その研究科に関する事項について審議し、意見を述べることができる。
 - (1) 学生の転学・留学・休学・退学及び賞罰等に関する事項
 - (2) 教育課程及び授業に関する事項
 - (3) 試験及び学位論文審査に関する事項
 - (4) 研究科委員会委員の人事のうち教育研究等の業績審査に関する事項
 - (5) 委員長候補者の推挙に関する事項
 - (6) 大学院学則及び研究科規則の改正に関する事項

(7) その他研究及び教育に関する事項

- 4 研究科委員会は、前各項の他、学長及び委員長が諮問した事項を審議する。
- 5 学長は、別に定める事項で通常の研究に関する研究科委員会における審議結果を追認することにより、決定することができる。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年・学期)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

- 2 学年を前学期及び後学期に分け、その期間については各研究科において定める。

(休業日)

第13条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

創立記念日 9月11日

夏季休業

冬季休業

春季休業

- 2 夏季休業、冬季休業及び春季休業の期間については、各研究科においてその都度定める。
- 3 必要があるときは、休業日を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。
- 4 休業中でも、特別の必要があるときには、授業を行うことがある。

第5章 教育課程

(授業科目・単位等)

第14条 各研究科における授業科目及び単位数は、各研究科規則において定める。

- 2 授業科目の単位数算定の基準については、本大学学則第22条を準用する。
- 3 授業科目の履修方法及び必要な研究指導については、各研究科の定めるところによる。
- 4 本大学院は、授業並びに研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(大学院の教育方法の特例)

第15条 各研究科においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、標準修業年限の全期間にわたり、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第16条 学生が各研究科の定めるところにより、他大学の大学院または外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、当該研究科委員会が教育上有益と認めた場合、

その修得した単位のうち10単位を超えない範囲で、その研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条 学生が、本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位は、当該研究科委員会が教育上有益と認めた場合、本大学院に入学した後の本大学院当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、本大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

(他の大学院または研究所等における研究指導)

第18条 学生が、他の大学院または研究所等において課程修了に必要な研究指導の一部を受けることが教育上有益であると研究科委員会が認めた場合、当該大学院（もしくは研究科）または研究所等の協議に基づき、その研究指導を受けることを認めることができる。

2 前項の規定により研究指導を受けることのできる期間は、1年を超えないものとする。ただし、修士課程を除き、研究科委員会が教育上有益と認めた場合、さらに1年以内に限り延長を認めることができる。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学院または研究所等において研究指導を受けようとする場合に準用する。

(学部等における授業科目の履修)

第19条 修士課程においては、教育上有益と当該研究科委員会が認めた場合で、次の各号に掲げる科目を修得したときは、当該研究科の修士課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(1) 本大学学部の科目

(2) 本大学院の他の研究科の科目

2 前項第1号の科目は、各修士課程の修了要件に含めないものとする。

(教員の免許状取得資格)

第20条 教育職員の免許状を取得しようとする者は、本学で定めている教職課程に関する科目及び必要な授業科目を修得しなければならない。

2 本大学院において取得できる免許状の種類は別表第2のとおりとする。

第6章 課程修了の要件とその認定

(修士課程修了の要件)

第21条 修士課程の修了要件については、修士課程を置く各研究科の研究科規則において定める。

(博士課程(後期)修了の要件)

第22条 博士課程(後期)の修了要件については、博士課程(後期)を置く各研究科の研究科

規則において定める。

(課程修了の認定・成績評価)

第23条 課程修了の認定は、各研究科委員会が行う。

- 2 学位論文審査及び最終試験の成績評価は、各研究科委員会が定める手続、方法等に従い、当該研究科委員会から委嘱された論文審査委員及び最終試験委員が行う。
- 3 科目及び論文審査の評価は、次のとおりとする。

[先端科学技術研究科]

(1) 科目及び論文審査

- A 合格
- B 合格
- C 合格
- D 不合格

(2) 最終試験

- 合格
- 不合格

[工学研究科、理工学研究科、未来科学研究科、システムデザイン工学研究科]

(1) 科目及び論文審査

- S 合格
- A 合格
- B 合格
- C 合格
- D 不合格

(2) 最終試験

- 合格
- 不合格

第7章 学位授与

(学位の授与)

第24条 本大学院の課程を修了した者には、「東京電機大学学位規程」の定める手続により、研究科委員会の議を経て修士または博士の学位を授与する。

- 2 博士課程(後期)を経ないで論文を提出し、博士の学位を請求した者に対する論文審査及び学力の確認は、「東京電機大学学位規程」及び「東京電機大学博士課程によらない学位請求の審査規程」の定めるところによる。

(学位の種類・名称)

第25条 学位の種類及び名称は、別表第3のとおりとする。

第8章 入学、学籍の異動及び賞罰

(入学の時期)

第26条 入学の時期は、学年もしくは学期の始めとする。

(入学資格)

第27条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学に3年以上在学し、卒業要件として大学の定める単位を優秀な成績で修得したものと本大学院が認めた者
- (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- (8) その他、学校教育法及び同施行規則の規定により入学資格を有する者

2 博士課程（後期）に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 大学を卒業し、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本大学院が、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
- (6) その他、学校教育法及び同施行規則の規定により入学資格を有する者

(入学志願手続)

第28条 入学志願者は、指定の期間内に、所定の入学志願手続をとらなければならない。

(修士課程入学者の選考)

第29条 修士課程への入学者の選考は、学科試験、人物考査及び健康診断等の方法による選抜試験により行う。

2 学科試験は、主として筆記とし、必要があるときは口述を加えることがある。

3 筆記試験は、専門に関する学科目と外国語について行う。

(博士課程(後期)入学者の選考)

第30条 博士課程(後期)への入学者の選考は、筆記試験、口述試験、修士課程における学業成績、修士論文、人物考査及び身体検査等の方法による選抜試験により行う。

(入学手続)

第31条 入学者の選考に合格した者は、指定の期日までに保証人連署の誓約書その他必要な書類に別表第4に定める学費を添えて、入学手続をしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(転学)

第32条 他の大学院の学生が、所属大学の学長または研究科の長の承認書を添えて本大学院に転学を志望したときは、選考の上、学年または学期の始めに入学を許可することがある。

2 学生が、他の大学院への転学を願い出たときは、事情によって許可することがある。

(再入学)

第33条 大学院を退学した者または除籍された者が、再び入学を願い出たときは、定員に余裕がある場合にかぎり、選考のうえ、許可することがある。ただし、懲戒による退学者の再入学は許可しない。

(留学)

第34条 学生が、外国の大学院等の授業科目の履修または研究指導を受けるために留学を願い出たとき、その学生の所属の研究科委員会が、本人の教育上有益であると認めた場合、許可することができる。

2 留学期間は1年を原則とし、その期間は1年を限度として、第21条もしくは第22条に定める在学年数に算入できる。

3 留学期間中における学費は、事情により減額もしくは免除することができる。

(休学)

第35条 傷病その他の理由で引き続き3ヶ月以上出席することができない者は、医師の診断書もしくは理由書を添え、休学届を提出し、研究科委員長の許可を受けなければならない。

2 休学は当該年度限りとする。ただし、特別の事情がある場合には、引き続き休学を許可することがある。

3 休学期間は、各課程それぞれ2年を超えることはできない。

4 休学の理由が消滅したときには、復学届を提出し、研究科委員長の許可を受けなければならない。

5 休学期間は、在学年数に算入しない。

6 休学者は学期ごとに、60,000円の在籍料を納入する。

(退学)

第36条 傷病その他の理由により退学しようとする者は、理由書を添え、保証人連署の退学届を提出し、許可を受けなければならない。

(除籍)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は除籍とする

- (1) 第6条に定める最長在学年限を超えた者
- (2) 第35条第3項に定める通算休学期間を超えても復学しない者
- (3) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められた者
- (4) 正当な理由がなく、無届けで、引き続き3ヶ月以上欠席した者
- (5) 所定の学費の納入期日から起算して、3ヶ月以内に学費を納入しない者

(表彰)

第38条 学生として表彰に価する行為があった者については、学長または委員長は表彰することができる。

(懲戒)

第39条 学則に基づいて定められている規則、規程等に違反し、あるいはその他学生としての本分に反する行為があった学生に対しては、研究科委員会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で、改悛の見込みがないと認められた者
 - (2) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者

第9章 科目等履修生

(科目等履修生)

第40条 本大学院の学生以外の者で、本大学院で開設している1または複数の授業科目の履修を希望する者は、選考の上、科目等履修生として科目等の履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

第10章 外国人特別学生

(外国人特別学生)

第41条 外国人であって、第27条に定める入学資格がある者は、選考の上、入学を許可することができる。

第11章 学費及びその他の費用

(学費及びその他の費用)

第42条 入学検定料、学費及び科目等履修費は別表第4のとおりとする。

- 2 学費とは、入学金及び授業料をいう。
- 3 博士の学位論文審査料については、別に定める。

- 4 学費及びその他の費用は、所定の期日までに納入しなければならない。
- 5 すでに納入した学費その他の費用等は、返還しない。ただし、入学手続きのために納入した学費その他の費用については、学費取扱規程の定めによる。
- 6 授業料は分納することができる。

第12章 改正及び雑則

(改正)

第43条 本学則の改正は、第11条第3項に定める研究科委員会の意見を聴取し、評議会の議を経なければならない。

(施行細則その他)

第44条 本学則の施行に必要な細則等は、別に定めることができる。

附 則

- 1 本学則は、昭和37年4月1日から施行する。
- 2 本学則は、昭和41年4月1日から施行する。
- 3 本学則は、昭和43年4月1日から施行する。
- 4 本学則は、昭和45年4月1日から施行する。
- 5 本学則は、昭和47年11月1日から施行する。
- 6 本学則は、昭和50年4月1日から施行する。
- 7 本学則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 8 本学則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 9 本学則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 10 本学則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 11 本学則は、昭和55年4月1日に第16条第1項及び別表第2を改正し、同日から施行する。
- 12 本学則は、昭和56年4月1日に第2条～第5条、第7条～第9条ノ2、第12条第2項、第17条、第19条、第22条、第24条～第26条、別表第1、別表第2を改正し、同日から施行する。
- 13 本学則は、昭和57年4月1日に第24条第1項、第44条第1項及び別表第1、別表第2を改正し、同日から施行する。
- 14 本学則は、昭和58年4月1日に第2条、第3条、第4条、第8条、第9条別表第1、第17条及び第44条別表第2を改正し、同日から施行する。
- 15 本学則は、昭和59年4月1日に、第3条、第8条、第9条別表第1、第17条及び第44条別表第2を改正し、同日から施行する。
- 16 本学則は、昭和60年4月1日に第9条別表第1、第44条別表第2を改正し、同日から施行する。

- 17 本学則は、昭和61年4月1日に第3条、第9条別表第1、第9条ノ2及び第44条別表第2を改正し、同日から施行する。
- 18 本学則は、昭和62年4月1日に第8条、第9条別表第1及び第44条別表第2を改正し、同日から施行する。
- 19 本学則は、昭和63年4月1日に第9条別表第1、第26条第1項及び第44条別表第2を改正し、同日から施行する。
- 20 本学則は、昭和63年11月15日に第44条別表第2（授業料）を改正し、平成元年3月14日に第9条別表第1、第34条第1項、第44条別表第2（聴講料1単位、備考）、第46条第1項、第49条第2項、第50条及び第51条を改正、並びに第44条別表第2（資格審査料）を追加し、平成元年4月1日から施行する。
- 但し、別表第2備考4については、昭和63年度以前入学の外国人学生についても適用する。
- 21 本学則は、平成元年5月16日に第44条別表第2（入学検定料）を改正し、平成元年10月17日に第3条、第8条、第9条ノ2、第17条、第9条別表第1を改正し、平成元年12月12日に第44条別表第2（入学金、授業料）を改正し、平成2年3月13日に第6条ノ2及び第13条第2項を追加、第4条、第7条、第8条、第9条別表第1、第12条、第13条、第44条別表第2を改正し、平成2年4月1日から施行する。
- 但し、平成元年度以前の工学研究科修士課程電気工学専攻入学者については、全日制・定時制の別は入学時のままとし、第4条第2項、第7条、第12条及び第13条の改正については適用しない。
- 22 本学則は、平成元年7月18日に第9条ノ2を改正し、平成元年4月1日から施行する。
- 23 本学則は、平成2年10月16日に、第3条、第8条、第9条ノ2、第17条及び第9条別表第1を改正し、平成2年11月13日に、第5条、第12条、第13条、第29条及び第30条を改正し、第42条以下を1条ずつ繰り下げ、第42条（留学）を加入し、第45条別表第2を改正し、平成3年3月22日に第9条別表第1を改正し、平成3年4月1日から施行する。又、平成2年11月13日に第24条を改正し、平成2年4月1日から施行する。
- 24
- ① 本学則は、平成3年6月11日に第45条別表第2（入学検定料）を改正し、同日から施行する。
- ② 本学則は、平成3年10月15日に第17条を改正し、平成3年9月15日から施行する。
- ③ 本学則は、平成4年3月19日に第3条、第8条、第9条ノ2、第17条、第9条別表第1を改正し、平成4年4月1日から施行する。
- ④ 本学則は、平成3年11月12日に第45条別表第2（入学金、授業料）を改正し、平成4年3月10日に第9条別表第1を改正し、平成4年4月1日から施行する。

25

- ① 本学則は、平成4年6月16日に第45条別表第2（備考）を改正し、平成4年12月15日に第45条別表第2（入学者への適用）を改正し、平成5年3月17日に第14条、第22条および第9条別表第1を改正し、平成5年4月1日から施行する。
- ② 本学則は、平成4年9月22日に第19条を改正し、同日から施行する。
- ③ 本学則は、平成5年3月19日に第3条、第8条、第17条および第9条別表第1を改正し、平成5年4月1日から施行する。

26 本学則は、平成6年3月15日に全部を改正し、平成6年4月1日より施行する。

27

- ① 本学則は、平成7年3月16日に第3条、第7条別表第1、第13条別表第2および第24条別表第4を改正し、平成7年4月1日から施行する。
- ② 本学則は、平成6年12月20日に第26条第1項第5号および同条第2項第3号を改正し、平成6年8月10日から施行する。
- ③ 本学則は、平成7年3月14日に第13条別表第2（授業科目および単位数）、第41条別表第5（学費およびその他の費用）を改正し、平成7年4月1日から施行する。

28

- ① 本学則は、平成7年9月19日に第7条別表第1を改正し、平成8年4月1日から施行する。
- ② 本学則は、平成7年9月19日に第41条別表第5（学費およびその他の費用）を改正し、平成8年4月1日から施行する。
- ③ 本学則は、平成7年10月17日に第13条別表第2（授業科目および単位数）を改正し、平成7年9月16日から施行する。
- ④ 本学則は、平成8年3月12日に第13条別表第2（授業科目および単位数）、第15条、第16条および第18条を改正し、平成8年4月1日から施行する。

29

- ① 本学則は、平成8年9月17日に第41条別表第5（授業料、摘要）を改正し、平成9年4月1日から施行する。
- ② 本学則は、平成9年3月11日に第13条別表第2（授業科目および単位数）を改正し、平成9年4月1日から施行する。

30

- ① 本学則は、平成9年7月15日に第41条別表第5（入学検定料、摘要）を改正し、平成10年4月1日から施行する。
- ② 本学則は、平成9年9月16日に第7条別表第1（入学および収容定員）、第13条別表第2（授業科目および単位数）、第14条、第20条および第41条別表第5（授業料）を改正

し、平成10年4月1日から施行する。

- ③ 本学則は、平成10年3月10日に第13条別表第2（授業科目および単位数）を改正し、平成10年4月1日から施行する。

31

- ① 本学則は、平成10年9月22日に第41条別表第5（学費、摘要）を改正し、平成11年4月1日から施行する。
- ② 本学則は、平成11年3月9日に第13条別表第2（授業科目および単位数）を改正し、平成11年4月1日から施行する。

32

- ① 本学則は、平成11年9月14日に第7条別表第1（入学定員および収容定員）および第41条別表第5（学費、摘要）を改正し、平成12年4月1日から施行する。
- ② 本学則は、平成12年3月7日に第2条第1項を改正し、第2条第3項を加入、第13条別表第2、第13条第2項、第14条および第21条第2項を改正し、第21条第3項を加入、第26条第1項、同条第2項を改正し、平成12年4月1日から施行する。

33

- ① 本学則は、平成12年6月20日に第3条、第7条別表第1（入学および収容定員）、第13条別表第2（授業科目・単位数）、第20条別表第3（取得できる免許状の種類）および第24条別表第4（学位の種類および名称）を改正し、平成13年4月1日から施行する。
- ② 本学則は、平成13年2月20日に第13条別表第2（授業科目および単位数）および第41条第3項を改正、第4項を加入、同条別表第5（学費およびその他の費用）を改正し、平成13年4月1日から施行する。

34

- ① 本学則は、平成13年6月19日に第3条、第7条別表第1（入学および収容定員）、第13条別表第2（授業科目・単位等）、第24条別表第4（学位の種類および名称）、第26条、第41条および第41条別表第5を改正し、平成14年4月1日から施行する。
- ② 本学則は、平成13年7月17日に第3条、第3条、第14条、第7条別表第1（入学および収容定員）、第13条別表第2（授業科目および単位等）、第19条別表第3（取得できる免許状の種類）、第24条別表第4（学位の種類および名称）を改正し、平成14年4月1日から施行する。

（東京電機大学大学院理工学研究科博士課後期課程数理科学専攻、博士前期課程数理学専攻、システム工学専攻、機械工学専攻の存続に関する経過措置）

大学院理工学研究科博士後期課程数理科学専攻、博士前期課程数理学専攻、システム工学専攻、機械工学専攻は、改正後の第3条、第14条、第7条別表第1、第13条別表第2、第19条別表第3、第24条別表第4の規定にかかわらず、平成14年3月31日に当該専攻に在

学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- ③ 本学則は、平成13年11月20日に第41条別表第5（学費およびその他の費用）を改正し、平成14年4月1日から施行する。
- ④ 本学則は、平成14年3月22日に第13条別表第2（授業科目および単位数）、第26条第5項、第30条第1項を改正し、平成14年4月1日から施行する。

35

- ① 本学則は、平成14年6月18日に第7条別表第1（入学定員および収容定員）を改正し、平成15年4月1日から施行する。
- ② 本学則は、平成14年7月16日に第14条を改正し、平成15年4月1日から施行する。
- ③ 本学則は、平成14年9月17日に第7条別表第1（入学および収容定員）、を改正し、平成15年4月1日から施行する。
- ④ 本学則は、平成14年9月17日に第13条別表第2（授業科目および単位数）、第19条別表第3（教員の免許状取得資格）を改正し、平成15年4月1日から施行する。
- ⑤ 本学則は、平成14年9月17日に第3条、第14条、第7条別表第1（入学および収容定員）、第13条別表第2（授業科目および単位等）、第19条別表第3（取得できる免許状の種類）、第24条別表第4（学位の種類および名称）を改正し、平成15年4月1日から施行する。

（東京電機大学大学院理工学研究科博士前期課程応用電子工学専攻の存続に関する経過措置）

大学院理工学研究科博士前期課程応用電子工学専攻は、改正後の第3条、第14条、第7条別表第1、第13条別表第2、第19条別表第3、第24条別表第4の規定にかかわらず、平成15年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- ⑥ 本学則は、平成15年1月21日に第41条（学費およびその他の費用）を改正し、平成15年1月1日から施行する。
- ⑦ 本学則は、平成15年3月20日に第13条別表第2（授業科目および単位数）、第41条別表第5（学費およびその他の費用）を改正し、平成15年4月1日から施行する。

36

- ① 本学則は、平成15年6月17日に第3条、第4条、第7条別表第1、第8条、第9条、第11条、第12条、第13条別表第2、第14条、第19条別表第3、第24条別表第4、および第30条別表第5を改正し、平成16年4月1日から施行する。
- ② 本学則は、平成15年11月21日に第13条別表第2（授業科目および単位数）を改正し、平成15年12月1日から施行する。
- ③ 本学則は、平成16年3月16日に第6条、第13条別表第2（授業科目および単位数）を改正

し、平成16年4月1日から施行する。

37

- ① 本学則は、平成16年4月20日に第3条、第7条別表第1（入学および収容定員）、第13条別表第2（授業科目および単位等）、第19条第2項別表第3（取得できる免許状の種類）および第24条別表第4（学位の種類および名称）を改正し、平成16年5月1日から施行する。

38

- ① 本学則は、平成17年3月15日に第13条別表第2（授業科目および単位数）、第22条（課程修了の認定・成績評価）、および第41条別表第5（学費およびその他の費用）を改正し、平成17年4月1日から施行する。

39

- ① 本学則は、平成17年5月24日に第3条（研究科・課程・専攻）、第7条別表第1（入学および収容定員）、第13条別表第2（授業科目および単位数）、第19条第2項別表第3（取得できる免許状の種類）、および第24条別表第4（学位の種類および名称）を改正し、平成17年6月1日から施行する。
- ② 本学則は、平成17年6月14日に第3条、第4条、第5条第2項、第6条、第7条別表第1（入学および収容定員）、第11条第2項、第12条、第13条、第13条別表第2（授業科目および単位等）、第14条、第21条、第22条第3項、第23条第2項、第24条別表第4（学位の種類および名称）、第26条第2項、第29条および第41条別表第5（学費およびその他の費用）を改正し、平成18年4月1日から施行する。

（東京電機大学大学院工学研究科博士後期課程および理工学研究科博士後期課程の存続に関する経過措置）

工学研究科博士後期課程および理工学研究科博士後期課程は改正後の第3条、第4条、第5条第2項、第6条、第7条別表第1、第11条第2項、第12条、第13条別表第2、第14条、第21条、第22条第3項、第23条第2項、第24条別表第4、第26条第2項、第29条および第41条別表第5の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該研究科博士後期課程に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- ③ 本学則は、平成17年7月12日に第3条、第7条別表第1（入学および収容定員）、第13条別表第2（授業科目および単位等）、および第24条別表第4（学位の種類および名称）を改正し、平成18年4月1日から施行する。
- ④ 本学則は、平成17年10月18日に第3条、第7条別表第1（入学および収容定員）、第13条別表第2（授業科目および単位数）、第14条、第19条第2項別表第3（取得できる免許状の種類）および第24条別表第4（学位の種類および名称）を改正し、平成18年4月1日から施行する。

(東京電機大学大学院理工学研究科修士課程建設工学専攻の存続に関する経過措置)

大学院理工学研究科修士課程建設工学専攻は改正後の第3条、第7条別表第1、第13条別表第2、第14条、第19条第2項別表第3および第24条別表第4の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- ⑤ 本学則は、平成18年3月14日に第13条別表第2(授業科目および単位数)を改正し、平成18年4月1日から施行する。

40

- ① 本学則は、平成19年3月13日に第13条別表第2(授業科目および単位数)および第41条別表第5(学費およびその他の費用)を改正し、平成19年4月1日から施行する。

41

- ① 本学則は、平成19年3月13日に第41条別表第5(学費およびその他の費用)を改正し、平成20年4月1日から施行する。
- ② 本学則は、平成20年3月11日に第13条別表第2(授業科目および単位数)を改正し、平成20年4月1日から施行する。

42

- ① 本学則は、平成20年4月15日に第3条(研究科・課程・専攻)、第7条別表第1(入学および収容定員)、第11条(学年・学期)、第12条(休業日)、第13条別表第2(授業科目および単位数)、第14条(大学院の教育方法の特例)、第22条(課程修了の認定・成績評価)、第24条別表第4(学位の種類・名称)および第41条別表第5(学費およびその他の費用)を改正し、平成21年4月1日から施行する。

(東京電機大学大学院工学研究科修士課程電気工学専攻、電子工学専攻、精密システム工学専攻、情報メディア学専攻、建築学専攻、理工学研究科修士課程数理学専攻、情報科学専攻、情報システム工学専攻、建設環境工学専攻、知能機械工学専攻、電子情報工学専攻、生命工学専攻、情報社会学専攻、情報環境学研究科修士課程情報環境工学専攻および情報環境デザイン学専攻の存続に関する経過措置)

大学院工学研究科修士課程電気工学専攻、電子工学専攻、精密システム工学専攻、情報メディア学専攻、建築学専攻、理工学研究科修士課程数理学専攻、情報科学専攻、情報システム工学専攻、建設環境工学専攻、知能機械工学専攻、電子情報工学専攻、生命工学専攻、情報社会学専攻、情報環境学研究科修士課程情報環境工学専攻および情報環境デザイン学専攻は改正後の第3条、第7条別表第1、第11条、第12条、第13条別表第2、第14条、第22条、第24条別表第4および第41条別表第5の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- ② 本学則は、平成20年7月15日に第19条第2項別表第3(取得できる免許状の種類)を改

正し、平成21年4月1日から施行する。

(東京電機大学大学院工学研究科修士課程電気工学専攻、電子工学専攻、精密システム工学専攻、情報メディア学専攻、建築学専攻、理工学研究科修士課程数理科学専攻、情報科学専攻、情報システム工学専攻、建設環境工学専攻、知能機械工学専攻、電子情報工学専攻、生命工学専攻、情報社会学専攻、情報環境学研究科修士課程情報環境工学専攻および情報環境デザイン学専攻の存続に関する経過措置)

大学院工学研究科修士課程電気工学専攻、電子工学専攻、精密システム工学専攻、情報メディア学専攻、建築学専攻、理工学研究科修士課程数理科学専攻、情報科学専攻、情報システム工学専攻、建設環境工学専攻、知能機械工学専攻、電子情報工学専攻、生命工学専攻、情報社会学専攻、情報環境学研究科修士課程情報環境工学専攻および情報環境デザイン学専攻は改正後の第19条第2項別表第3の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

③ 本学則は、平成21年3月17日に第13条別表第2（授業科目および単位数）第20条及び第32条を改正し、平成21年4月1日から施行する。

43 本学則は、平成22年3月9日に第1条、第2条、第3条、第5条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第32条、第34条、第38条、第41条を改正し、第13条別表第2（授業科目および単位数）を削除し、別表第3、別表第4及び別表第5を別表第2、別表第3、別表第4と繰り上げ、平成22年4月1日から施行する。

44

① 本学則は、平成22年3月9日に第7条別表第1（入学及び収容定員）及び第41条別表第4（学費及びその他の費用）を改正し、平成23年4月1日から施行する。

② 本学則は、平成23年3月8日に第26条を改正し、平成23年4月1日から施行する。

45 本学則は、平成24年3月13日に第22条第3項及び第34条第6項、第41条別表第4（学費及びその他の費用）を改正し、平成24年4月1日から施行する。

ただし、第22条第3項の規定にかかわらず、平成23年度以前に入学した工学研究科並びに未来科学研究科の学生の科目及び論文審査の評価は、次のとおりとする。

(1) 科目及び論文審査

A 合格

B 合格

C 合格

D 不合格

また、第34条第6項の在籍料の納入については、平成23年度以前に入学した学生には適用しない。

- ① 本学則は、平成24年4月10日に第3条(研究科・課程・専攻)、第7条別表第1(入学及び収容定員)、第24条別表第3(入学及び収容定員)、第41条別表第4(学費及びその他の費用)を改正し、平成25年4月1日から施行する。

(東京電機大学大学院理工学研究科修士課程デザイン工学専攻の存続に関する経過措置)

大学院理工学研究科修士課程デザイン工学専攻は改正後の第3条、第7条別表第1、第24条別表第3及び第41条別表第4の規定にかかわらず、平成25年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- ② 本学則は、平成24年11月13日に第19条第2項別表第2(取得できる免許状の種類)を改正し、平成25年4月1日から施行する。

(東京電機大学大学院理工学研究科修士課程デザイン工学専攻の存続に関する経過措置)

大学院理工学研究科修士課程デザイン工学専攻は改正後の第19条第2項別表第2の規定にかかわらず、平成25年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 47 本学則は、平成25年3月12日に第7条別表第1(入学及び収容定員)を改正し、平成26年4月1日から施行する。

- 48 本学則は、平成26年3月11日に第18条に第2項を追加、第41条別表第4(学費及びその他の費用)を改正し、平成26年4月1日から施行する。

- 49 本学則は、平成26年3月11日に第41条別表第4(学費及びその他の費用)を改正し、平成27年4月1日から施行する。

- 50 本学則は、平成27年3月10日に第41条別表第4(学費及びその他の費用)を改正し、平成28年4月1日から施行する。

- 51 本学則は、平成27年3月24日に第8条改正、第9条から第43条まで1条ずつ繰り下げ第9条(大学評議会)を加入、並びに新第11条、新第14条、新第34条、新第37条、新第41条、新第43条及び新第44条を改正し、平成27年4月1日から施行する。

- 52 本学則は、平成28年3月8日に第9条、第11条、第43条を改正し、平成28年4月1日から施行する。

- 53 本学則は、平成28年3月8日に第42条別表第4(学費およびその他の費用)を改正し、平成29年4月1日から施行する。

- 54 本学則は、平成29年3月14日に第9条及び第27条を改正し、平成29年4月1日から施行する。

- 55 本学則は、平成29年3月14日に第42条別表第4(学費およびその他の費用)を改正し、平

成30年4月1日から施行する。

56 本学則は、平成30年1月23日に第42条別表第4（学費およびその他の費用）を改正し、平成30年4月1日から施行する。

57 本学則は、平成30年3月13日に第42条別表第4（学費およびその他の費用）を改正し、平成31年4月1日から施行する。

58 本学則は、平成31年3月12日に第42条別表第4（学費およびその他の費用）を改正し、平成31年4月1日から施行する。

59 本学則は、平成31年3月12日に第42条別表第4（学費およびその他の費用）を改正し、平成32年4月1日から施行する。

60 本学則は、令和2年3月10日に第7条別表第1（入学及び収容定員）、第14条第3項、第25条別表第3（学位の種類及び名称）及び第42条別表第4（学費及びその他の費用）を改正し、令和2年4月1日から施行する。

61 本学則は、令和2年3月10日に第3条第1項、第7条別表第1（入学及び収容定員）、第23条第3項、第25条別表第3（学位の種類及び名称）及び第42条別表第4（学費及びその他の費用）を改正し、令和3年4月1日から施行する。

（東京電機大学大学院理工学研究科修士課程電子・機械工学専攻及び情報環境学研究科修士課程情報環境学専攻の存続に関する経過措置）

理工学研究科修士課程電子・機械工学専攻及び情報環境学研究科修士課程情報環境学専攻は、改正後の第3条第1項、第7条別表第1（入学及び収容定員）、第23条第3項、第25条別表第3（学位の種類及び名称）及び第42条別表第4（学費及びその他の費用）の規定にかかわらず、令和3年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

62 本学則は、令和3年3月9日に第20条第2項別表第2（取得できる免許状の種類）及び第42条第1項別表第4（学費及びその他の費用）を改正し、令和3年4月1日から施行する。

（東京電機大学大学院理工学研究科修士課程電子・機械工学専攻及び情報環境学研究科修士課程情報環境学専攻の存続に関する経過措置）

理工学研究科修士課程電子・機械工学専攻及び情報環境学研究科修士課程情報環境学専攻は、改正後の第20条第2項別表第2（取得できる免許状の種類）の規定にかかわらず、令和3年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

63 本学則は、令和3年9月14日に第42条第1項別表第4（学費及びその他の費用）、第2項、第6項を改正し、令和4年4月1日から施行する。

64 附則63の規定にかかわらず、令和3年度以前の入学者に適用する学費及びその他の費用は次のとおりとする。ただし、留年者及び休学者の復学時の学費及びその他の費用について

は、当該学年の正規学年次生のそれを適用する。

工学研究科（修士課程）、工学研究科社会人コース（修士課程）

学費	コース等名	入学年度	金額（円）
授業料（年額）	工学研究科	令和3年度入学者	1,010,000
	工学研究科 社会人コース	令和3年度入学者	673,300
		令和2年度入学者	673,300
教育充実費（年額）	工学研究科	令和3年度入学者	10,000
	工学研究科 社会人コース	令和3年度入学者	6,700
		令和2年度入学者	6,700

理工学研究科（修士課程）

学費	入学年度	金額（円）
授業料（年額）	令和3年度入学者	1,010,000

未来科学研究科（修士課程）

学費	専攻名	入学年度	金額（円）
授業料（年額）	建築学専攻	令和3年度入学者	1,260,000
	情報メディア学専攻	令和3年度入学者	1,010,000
	ロボット・メカトロニクス学専攻	令和3年度入学者	1,010,000
教育充実費（年額）	建築学専攻	令和3年度入学者	10,000
	情報メディア学専攻	令和3年度入学者	10,000
	ロボット・メカトロニクス学専攻	令和3年度入学者	10,000

システムデザイン工学研究科（修士課程）

学費	入学年度	金額（円）
授業料（年額）	令和3年度入学者	1,010,000
教育充実費（年額）	令和3年度入学者	10,000

先端科学技術研究科（博士課程（後期））

学費	入学年度	金額（円）
授業料（年額）	令和3年度入学者	1,010,000
	令和2年度入学者	1,010,000

65 本学則は、令和4年3月8日に第42条第1項別表第4（学費及びその他の費用）、第2項、第6項を改正し、令和5年4月1日から施行する。

66 本学則は、令和5年9月12日に第25条第1項別表第3（学位の種類及び名称）を改正し、令和6年4月1日から施行する。

- ① 本学則は、令和6年11月12日に第3条第1項、第7条別表第1（入学及び収容定員）、第25条別表第3（学位の種類及び名称）を改正し、令和7年4月1日から施行する。
- ② （東京電機大学大学院先端科学技術研究科数理学専攻の存続に関する経過措置）
先端科学技術研究科数理学専攻は、改正後の第3条第1項、第7条別表第1（入学及び収容定員）、第25条別表第3（学位の種類及び名称）の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

別表第1 入学及び収容定員

工学研究科

専攻	課程 定員	修 士 課 程	
		入学定員	収容定員
電気電子工学専攻		35	70
電子システム工学専攻		25	50
物質工学専攻		25	50
機械工学専攻		30	60
先端機械工学専攻		25	50
情報通信工学専攻		30	60
計		170	340

理工学研究科

専攻	課程 定員	修 士 課 程	
		入学定員	収容定員
理 学 専 攻		15	30
生命理工学専攻		25	50
情 報 学 専 攻		34	68
機械工学専攻		18	36
電子工学専攻		18	36
建築・都市環境学専攻		12	24
計		122	244

未来科学研究科

専攻	課程 定員	修 士 課 程	
		入学定員	収容定員
建 築 学 専 攻		60	120
情報メディア学専攻		35	70
ロボット・メカトロニクス学専攻		45	90
計		140	280

システムデザイン工学研究科

専攻	課程 定員	修 士 課 程	
		入学定員	収容定員
情報システム工学専攻		35	70
デザイン工学専攻		25	50
計		60	120

先端科学技術研究科

専攻	課程 定員	博 士 課 程 (後 期)	
		入学定員	収容定員
電気電子システム工学専攻		3	9
情報通信メディア工学専攻		3	9
機械システム工学専攻		3	9
建築・建設環境工学専攻		3	9
物質生命理工学専攻		3	9
先端技術創成専攻		4	12
情 報 学 専 攻		3	9
計		22	66

別表第2 取得できる免許状の種類

工学研究科	電気電子工学専攻	高等学校教諭専修免許状	(工業)
	電子システム工学専攻	高等学校教諭専修免許状	(工業)
	物質工学専攻	高等学校教諭専修免許状	(理科)
	〃	中学校教諭専修免許状	(理科)
	機械工学専攻	高等学校教諭専修免許状	(工業)
理工学研究科	先端機械工学専攻	高等学校教諭専修免許状	(工業)
	情報通信工学専攻	高等学校教諭専修免許状	(情報)
	理学専攻	高等学校教諭専修免許状	(数学)
	〃	中学校教諭専修免許状	(数学)
	〃	高等学校教諭専修免許状	(理科)
	〃	中学校教諭専修免許状	(理科)
	生命理工学専攻	高等学校教諭専修免許状	(理科)
	〃	中学校教諭専修免許状	(理科)
	情報学専攻	高等学校教諭専修免許状	(数学)
	〃	中学校教諭専修免許状	(数学)
未来科学研究科	〃	高等学校教諭専修免許状	(情報)
	機械工学専攻	高等学校教諭専修免許状	(工業)
	電子工学専攻	高等学校教諭専修免許状	(工業)
	建築・都市環境学専攻	高等学校教諭専修免許状	(工業)
	建築学専攻	高等学校教諭専修免許状	(工業)
	情報メディア学専攻	高等学校教諭専修免許状	(情報)
	ロボット・メカトロニクス学専攻	高等学校教諭専修免許状	(工業)

別表第3 学位の種類及び名称

工学研究科

電気電子工学専攻	修士課程	修士(工学)	(東京電機大学)
電子システム工学専攻	修士課程	修士(工学)	(東京電機大学)
物質工学専攻	修士課程	修士(工学)	(東京電機大学)
機械工学専攻	修士課程	修士(工学)	(東京電機大学)
先端機械工学専攻	修士課程	修士(工学)	(東京電機大学)
情報通信工学専攻	修士課程	修士(工学)	(東京電機大学)

理工学研究科

理学専攻	修士課程	修士(理学)	(東京電機大学)
生命理工学専攻	修士課程	修士(工学)	(東京電機大学)
情報学専攻	修士課程	修士(情報学)	(東京電機大学)
機械工学専攻	修士課程	修士(工学)	(東京電機大学)
電子工学専攻	修士課程	修士(工学)	(東京電機大学)
建築・都市環境学専攻	修士課程	修士(工学)	(東京電機大学)

未来科学研究科

建築学専攻	修士課程	修士(工学)	(東京電機大学)
情報メディア学専攻	修士課程	修士(工学)	(東京電機大学)
ロボット・メカトロニクス学専攻	修士課程	修士(工学)	(東京電機大学)

システムデザイン工学研究科

情報システム工学専攻	修士課程	修士(工学)	(東京電機大学)
デザイン工学専攻	修士課程	修士(工学)	(東京電機大学)

先端科学技術研究科

電気電子システム工学専攻	博士課程(後期)	博士(工学)	(東京電機大学)
情報通信メディア工学専攻	博士課程(後期)	博士(工学)	(東京電機大学)
機械システム工学専攻	博士課程(後期)	博士(工学)	(東京電機大学)
建築・建設環境工学専攻	博士課程(後期)	博士(工学)	(東京電機大学)
物質生命理工学専攻	博士課程(後期)	博士(工学)	(東京電機大学)
		博士(理学)	(東京電機大学)
先端技術創成専攻	博士課程(後期)	博士(工学)	(東京電機大学)
情報学専攻	博士課程(後期)	博士(情報学)	(東京電機大学)

別表第4 学費及びその他の費用

(1) 入学検定料

(単位 円)

研 究 科	課 程	修 士 課 程
工 学 研 究 科		33,000
理工学研究科		33,000
未来科学研究科		33,000
システムデザイン工学研究科		33,000

(単位 円)

研 究 科	課 程	博 士 課 程 (後 期)
先端科学技術研究科		33,000

(2) 学 費

① 入学金

(単位 円)

研 究 科	課 程	修 士 課 程
工 学 研 究 科		250,000
理工学研究科		250,000
未来科学研究科		250,000
システムデザイン工学研究科		250,000

(単位 円)

研 究 科	課 程	博 士 課 程 (後 期)
先端科学技術研究科		250,000

② 授業料(年額)

(単位 円)

学費	研究科名	専攻・コース・課程名	金額
授業料(年額)	工学研究科	全専攻(修士課程)	1,020,000
		社会人コース(修士課程)	680,000
	理工学研究科	全専攻(修士課程)	1,010,000
	未来科学研究科	建築学専攻(修士課程)	1,270,000
		情報メディア学専攻 ロボット・メカトロニクス学専攻 (修士課程)	1,020,000
		システムデザイン工学研究科	全専攻(修士課程)
	先端科学技術研究科	全専攻(博士課程(後期))	1,010,000

(3) 科目等履修費

(単位 円)

研 究 科	課 程	修 士 課 程
工 学 研 究 科		資格審査料
		履修料 1単位
		10,000
		20,000
		10,000
		20,000
理工学研究科		10,000
		20,000
未来科学研究科		10,000
		20,000
システムデザイン工学研究科		10,000
		20,000

(単位 円)

研 究 科	課 程	博 士 課 程 (後 期)
先 端 科 学 技 術 研 究 科		資格審査料
		履修料 1単位
		10,000
		20,000

摘要

1. 本表にかかわらず、留年者及び休学者の復学時の学費及びその他の費用については、当該学年の正規学年次生のそれを適用する。
2. 本学学部から修士課程に入学する者の入学金は8万円とする。本学修士課程から博士課程(後期)に入学する者については、入学金の全額を免除する。
3. 本学との単位互換協定による科目等履修生の資格審査料及び履修料については、前記(3)科目等履修費の定めにかかわらず、別に定めることができる。
4. 大学院修了延期者においては、翌年度の学費を減免する。減免額等については別に定める。